

奥尻町公告第 8 号

入 札 公 告

次のとおり、制限付一般競争入札（地方自治法施行令）（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので政令第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 4 年 8 月 1 9 日

奥尻町長 新 村 卓 実

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 奥尻町総合庁舎等建設工事（建築主体工事）
- (2) 工事場所 北海道奥尻郡奥尻町字奥尻 428 番地 2
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 20 日までとし、令和 4 年 12 月 16 日から令和 5 年 3 月 15 日までの期間は、自主施工期間とする。

(4) 工事概要

ア 建築工事一式（庁舎棟、訓練・機械棟、車庫棟）

イ 敷地面積：9,785.36 m²

ウ【庁舎棟】

(ア) 建築面積：2016.18 m²、延べ面積：2443.61 m²

(イ) 構造：鉄筋コンクリート造一部木造

(ウ) 階数：地上 2 階

エ【訓練・機械棟】

(ア) 建築面積：129.27 m²、延べ面積：176.18 m²

(イ) 構造：鉄筋コンクリート造

(ウ) 階数：地上 3 階

オ【車庫棟】

(ア) 建築面積：85.99 m²、延べ面積：101.44 m²

(イ) 構造：木造

(ウ) 階数：平屋建て

(5) この工事は、制限付一般競争入札参加申請書提出の際に奥尻町建設工事総合評価落札方式要綱の規定に基づく技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価方式による工事である。

(6) 本工事は、地元経済の循環を目的に、下請請負人の選定や資材等の調達については、奥尻町内事業者を積極的に活用すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業の主な要件は(1)、特定建設工事共同企業体の主な要件は(2)とする。

(1) 単体企業の主な要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 発注工事に対応する令和3年、4年度における競争入札に必要な資格等(奥尻町指名競争入札参加資格基準)に規定する建設工事の資格及び建設業法(昭和24年法律第100号)における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

ウ 入札執行の日までの間に、奥尻町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 奥尻町暴力団等排除措置要綱の規定により奥尻町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。

オ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における客観的審査事項について算定した総合評定数値が、建築工事は950点以上であること。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の奥尻町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

キ 北海道内に建設業法第3条第1項第2号に規定する営業所を有する特定建設業者であること。

ク 過去15年間以内に官公庁が発注した1億円以上の建築工事（非木造・2階建以上の新築または改築）を元請けとして施工した実績があること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の場合のものに限る。

ケ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

サ 建築主体工事は、一級建築士又は一級建築施工管理技士が在籍していること。なお在籍とは、入札参加資格審査申請書等の提出日から3ヶ月以上の雇用関係にあること。

シ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

○受託者 株式会社 アトリエブリンク

ス 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、シにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、建設工事等競争入札心得第4条第2項に該当しない。

（ア） 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）

と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 特定建設工事共同企業体の主な要件

ア 特定建設工事共同企業体の構成員は、2の(1)のアからエ、カ及びシの要件を満たしていること。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者は、2の(1)のオ、キ、コ、サの要件を満たしていること。

ウ 構成員のうち1社以上が次に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 渡島総合振興局管内又は、檜山振興局管内に会社又は主たる営業所を有すること。

(イ) 2の(1)のクの要件

(ウ) 2の(1)のけの要件

エ 構成員の数は、3社以内とする。

オ 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業又は

他の特定建設工事共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

カ 各構成員の出資比率は、① 2 社の場合 30%以上② 3 社の場合 20%以上とする。

3 入札説明書の配布期間等

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり配布する。

(1) 配布期間

令和4年8月19日(金)から令和4年9月2日(金)まで

(2) 配布方法

インターネット配布とし、送付又はファクシミリでは行わない。

奥尻町公式ホームページ (<https://www.town.okushiri.lg.jp/>)

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 (予定)

北海道奥尻郡奥尻町字奥尻 314 番地地先

奥尻町海洋研修センター 多目的ホール (送付による入札は認めない。)

(2) 入札日時 (予定)

令和4年9月21日(水) 午後3時00分

(3) その他

入札の執行に当たっては、町長により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

5 契約条項、設計図書等の閲覧

(1) 契約条項、設計図書等は閲覧期間中、インターネットにより閲覧することができる。

ア 奥尻町公式ホームページ (<https://www.town.okushiri.lg.jp/>)

イ 閲覧期間

令和4年8月19日(金)から令和4年9月9日(金)まで

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約を締結する者は、契約金額の10分の1に相当する額以上の契約保証金を納付することとする。

ただし、契約保証金の納付の免除は、地方自治法施行令第167条の16、奥尻町財務規則(昭和53年規則第3号)第135条第1項の定めるところによる。

イ 低入札調査を受けた者との契約については、契約保証の額を契約金額の10分の3に相当する額以上とする。

7 入札の無効に関する事項

開札の時に、奥尻町財務規則第120条各号及びこの入札公告に定める条件に違反した入札は、無効とする。

8 予定価格、低入札価格等について

(1) 予定価格は、入札参加資格決定者に対し事前に公表する。

(2) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格、失格基準価格を設定している。

(3) 入札の執行回数は、原則1回とする。

(4) 初度の入札執行時に工事費積算内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

9 契約の締結について

契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により奥尻町議会の議決を要する工事であるので、落札者を決定した場合は、奥尻町議

会の議決を得たのち、本契約を締結する。

1 0 郵便等による入札の可否

- (1) 郵便等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

1 1 その他

- (1) 上記以外の事項については、入札説明書による。
- (2) 不明な点は、奥尻町役場総務課管財係に照会すること。

(電話：01397-2-3401)